第十三条　事業者は、期間原価等項目のうち、第五条の規定により電気事業雑収益及び預金利息として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一～三　（略）

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、二需要種別又は三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連固定費の合計額に占める割合	（略）
二　（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連可変費の合計額に占める割合	（略）
三　（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	（略）

第十四条　事業者は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一～三　（略）

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、二需要種別又は三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	第十条から前条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	（略）
二　（略）	第十条から前条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	（略）
三　（略）	第十条から前条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	（略）

第十三条　事業者は、期間原価等項目のうち、第五条の規定により電気事業雑収益及び預金利息（以下「第一次追加項目」という。）として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一～三　（略）

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	（略）
二　（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	（略）
三　（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	（略）

第十四条　事業者は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）（以下「第二次追加項目」という。）として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一～三　（略）

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	第十条から前条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	（略）
二　（略）	第十条から前条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	（略）
三　（略）	第十条から前条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	（略）